

別紙

1 全般的事項

- (1) 準備書では、工事の実施及び供用開始後における環境への影響について、事業者として最大限の軽減対策及び保全対策を図るための努力を払っていることが認められる。

しかし、当該事業の特性から大規模な造成工事が行われることは明白であり、事業の実施に伴う環境への影響は免れないものとする。

また、当該事業が実施される地域は、ニッポンバラタナゴ及びカスミサンショウウオをはじめとする希少な生物が生息する里山的な自然環境を有する地域であることから、事業者は、個々の動植物及び生態系の保全対策及び保護対策について、重点的に取り組まなければならないものとする。

特に、希少な生物の代償措置及び生態系の保全措置については、予測の段階における科学的知見が不足しており、不確実性が高いとされているため、今後も引き続き、学識経験者等専門家の助言を受けながら、保全対策についてさらに検討を加えることが必要である。

- (2) 事業者は、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境への影響をできる限り回避し、又は低減することを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討しなければならない。さらに、事業者は、これらの検討を行うときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で当該事業に係る環境への影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

しかし、準備書における環境保全措置の検討結果の検証及び整理に係る記載は、「環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の検討（土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第13号）」の記述が不十分であるため、最善の環境保全措置が導入されているか否かの検証が行われていないものとする。

このことを踏まえて、事業者は、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に環境保全措置の検討の内容等を明記の上、当該事業の実施に伴う環境への影響の回避又は低減の可能性について検証することが必要である。

- (3) 準備書において事業者が検討した代償措置は、環境への影響を回避し、又は低減させることが困難である理由、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容についての記載が不十分であるので、事業者は、評価書において、代償措置の内容等を明記する必要がある。

2 大気環境関係

- (1) 工事期間が長期にわたることから、工事の施工、建設機械の稼動に伴う粉じんの発生防止並びに騒音及び振動の抑制対策に万全を期すとともに、資材搬出入車両による周辺への影響を軽減するため、走行経路、走行時間帯等について配慮すること。
- (2) 粉じんによる環境への影響の予測は、通常の間風時を想定して行っているが、強風の場合は、飛散量も予測を大きく上回ることが十分考えられる。そのため、施工面への散水、施工方法の工夫及び防塵ネットの設置等を可能な限り行うことにより、周辺環境への影響を低減すること。

3 水環境関係

工事に伴う濁水の処理及び土砂の流出防止対策として設置する沈砂池、沈砂柵等については、その機能が十分に発揮できるよう万全を期すこと。

4 自然環境関係

- (1) 当該事業予定地及びその周辺地域には、絶滅のおそれのある生物としてニッポンバラタナゴ、カゼトゲタナゴ及びメダカ（以下「ニッポンバラタナゴ等」という。）の生息が確認されている。

事業者は、準備書において、ニッポンバラタナゴ等について、学識経験者等専門家による検討内容を踏まえ、フィールドにおける繁殖実験等を行ってより良い方法、より確実な方法により、当該事業予定地内に計画されている「近隣公園」に新たな生息環境を整備するとしているが、当該代償措置に係る内容等の記載が不十分である。そこで、評価書には、現在考えられる当該公園の残存緑地の割合、自然林の割合、人工池の規模及び内容等具体的な計画内容を中心に計画されている代償措置の内容を可能な限り明確に記載すること。

- (2) ニッポンバラタナゴ等及び当該事業地域の生態系の中で典型性注目種として位置付けられているカスミサンショウウオの代償措置については、現時点では繁殖生態等に関する科学的知見が不足しており、不確実性が大きいと考えられる。そのため、予測の不確実性を補うため、引き続きフィールドでの繁殖実験及び移植予定地の生息環境の整備の検討等繁殖に関する科学的知見の収集及び整理を行うこと。

さらに、ニッポンバラタナゴ等及びカスミサンショウウオの代償措置について、事業による影響が明らかになった場合には、学識経験者等専門家の意見を聞きながら、速やかに実行可能な対策を講ずること。

- (3) ハイタカは、その習性から茂みの中にとまっている場合が多く、飛翔の確認が難しい鳥類である。そのような当該種が、猛禽類の繁殖予想期間を中心に延べ16日間実施した猛禽類調査のうち、延べ6日間確認されているということは、当該事業地域がハイタカの行動圏としてかなり高頻度に利用されているものと考えられる。

そのため、準備書の「調査地域がハイタカの行動圏として高頻度に利用されて

いる区域ではなく、生息への影響の程度は小さいと考えられる。」という記述は、仮に営巣等の繁殖活動は認められなかったとしても、より適切に記述される必要がある。

事業者は、当該事業予定地のみならず周辺の市街化調整区域における当該種の生息状況を踏まえて、評価書においては、より適切な記述となるよう記載内容の修正を行うこと。

(4) 舟尾山への林道脇に自生するキンランの飯牟田池縁部への移植については、当該種の特性を考慮して、移植方法及び移植時期を選定するとともに、移植当初からの生育管理に十分配慮すること。

(5) 生態系については、当該事業予定地の動植物現況調査に基づき生態系の上位性及び典型性注目種の抽出を行い評価しているが、各注目種の選定理由、調査区域及び予測区域の考え方に関する記述が不十分で整理されていない。これらの点について再度整理した上で、評価書には可能な限り明確に記載すること。

生態系の保全を図る地区（舟尾山周辺の緑地及び溜池並びに近隣公園）の整備計画については、特定の種の保全に偏らず、生物の多様性が確保される内容となるよう学識経験者等専門家の意見を聞きながら検討すること。

5 その他

(1) 事業の実施に伴い、準備書において予測し得なかった問題が生じた場合は、学識経験者及び関係機関等と十分調整の上、適切な措置を講じること。

(2) 当該事業区域と隣接して、現在、北九州学術・研究都市南部土地区画整理事業が施工されていることから、工事工程計画の調整を行い、複合的な影響により環境への負荷が増大しないよう配慮すること。